



江別のみなさん、こんにちは。
早いもので、もう6月です。
暖かく気持ちの良い季節になりました。
外での行事や作業が、だんだん多くなってきます。
うがい、手洗いをしっかりと、食中毒にも十分気を付けていきましょう！

代表取締役社長 石崎 昭仁

東京防災へ



防災準備を
始めましょ
う！！

防災ハウスについて!!、一歩進んで創エネハウス。

胆振 東部地震の爪痕はいまだ癒えません。清田区の液状化の問題等々、天災に対する対応は
何処まで行えば良いのでしょうか？。天災に対抗しようとしても決して勝てるものでは
ありません。人間の力など遠く及ぶものではないのですから。
ではどうしたら良いのでしょうか？。起きるであろう天災に対して、一つ一つ対策を検討するしか
ありません。9月の地震では電気が止まりました。対策として数日間電気を発電できる小型発電機
を常備する、また車の買い替え時期に来ている人はハイブリット車などを購入する、という選択肢
があります。太陽光、蓄電池などの設置もありますが、まずは身近で投資金額の少ない発電機という
選択が良いのでは？と思います。

先月 号でご紹介した小型発電機ですが、ガソリンタイプとガスタイプがある様です。ガソリンタイプはガソリンを携帯用小型タンクに入れて保存します。ガスタイプはガスの種類が合えば、ガス配管に直接接続し燃料供給ができる様です。ガスの場合カセットガスタイプもありますが、発電時間が非常に短く、カセットボンベも相当量必要になりコスト的に厳しくなります。ガスの配管から直接燃料を供給できる場合は燃料切れの心配が少なくて良いと思います。しかし地震でガスの供給が停止した場合はボンベを使う形になります。いずれにせよ、どちらが良いという事は言えませんが、一考の価値ありですね!。(ガスタイプをご選択の場合、ガス設備業者様にご確認ください。) 一歩進んで、創エネ(エネルギーを作る)に目を向ける事も良いと思います。創エネの手法で一番ポピュラーなのは、太陽光発電です。現在はパネル価格も安くなり現実的な金額で設置が可能となりました。気になる売電単価は今年度より26円/KWhです。

売るより使う時代になってきましたね!。そこで注目は電気を貯める蓄電池ですが、以前より少し安価になりましたが...もう少しって感じでしょうか？。

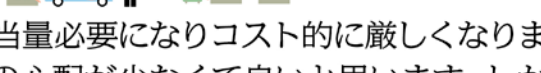
ガスはどうでしょうか？。都市ガス、プロパンガスの場合、エコジョーズ+コレモ+BOS(ブラック

アウトスターター)の組み合わせが良さそうです。

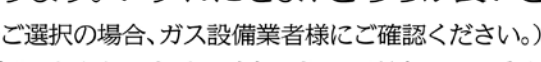
コレモは電気を作り、ガスエンジンから出た排熱を利用し暖房へと言う考えです。過去にネックだった、暖房を使っていない時期に停電した場合、起動できない問題もBOSで解決されました。ガス供給が続く限り発電が可能です。停電時には強い味方になります。省エネ+創エネは、これからの新しい考え方です。



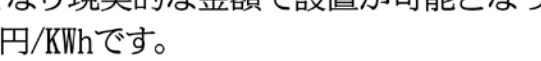
出典：北海道新聞7月20日記載の記事
小型発電機の発電容量は、最低でも暖房用ボイラーを稼働させるために必要な容量をご確認ください。



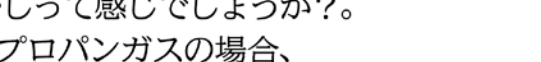
※2：北ガスが電気を買い取るためには、「北ガスの電気の買い取り契約」が必要です。電気の買取りに付く手数料、買取単価などの詳細についてはコレモ各電力買取制度ガイドをご確認ください。



発生熱を暖房に有効活用



発生熱



発生熱



発生熱



発生熱



発生熱

今年も始まりました。江別市の住宅補助金制度です。

同居・近居
住宅取得補助
基本 20 万円
親世帯と子世帯が
同居・近居の為に
住宅を取得する
最大 50 万円



同居リフォーム補助
基本 20 万円
親世帯と子世帯が
市内で同居の為に
リフォームを行う
最大 40 万円

多子世帯
住宅取得補助
基本 10 万円
住宅を取得する方
で世帯に 18 歳未満の
子が 2 人以上いる方
最大 40 万円



下記表が主な要件です。受け付けは、4/1～7/31までです。申請後応募多数の場合は抽選になるようです。詳細は江別市建設部建築指導課にお問い合わせください。電話：011-381-1042

補助メニュー		I. 同居・近居住宅取得補助	II. 同居リフォーム補助	III. 多子世帯住宅取得補助
補助金交付の主な要件	(1) 交付対象者	□ 親世帯と子世帯が市内で同居または近居のために住宅を取得する方	□ 親世帯と子世帯が市内で同居のためにリフォームを行う方	□ 18歳未満の子どもが2人以上いる世帯で市内に住宅を取得する方
	(2) 共通要件	□ 2020年3月31日までに入居し、全ての要件を満たす見込みであること。 □ 世帯員に市税の滞納が無いこと。 □ 世帯員が暴力団員でないこと。		
	(3) 住宅の要件	□ 新築工事の請負契約額、または取得する住宅の売買契約額が 500 万円以上であること。 □ 住宅の請負契約日または売買契約日が 2019年3月1日以降であること。 □ 交付対象者(リフォームの場合は同居する世帯員を含む。)の所有であり、2020年3月31日までに保存(または移転)登記済みであること。 □ 取得またはリフォームする住宅の床面積が 50 m ² 以上であり、建築基準法令等に違反していないこと。 □ 同居の場合は、各世帯の専用居室を備えた住宅であること。	□ リフォーム工事の金額の合計が 150 万円以上であり、市内業者による工事であること。	□ 新築工事の請負契約額または取得する住宅の売買契約額が 500 万円以上であること。
補助内容	上記(1)～(3)に該当する場合、右の額を補助します	基本補助額 20 万円	基本補助額 20 万円	基本補助額 10 万円
	条件に応じて右の額を基本補助額に加算します	転入世帯加算 10 万円 多子世帯加算 10 万円 市内業者新築加算 10 万円	転入世帯加算 10 万円 多子世帯加算 10 万円	転入世帯加算 10 万円 市内業者新築加算 10 万円 市内勤務加算 10 万円
	加算条件	転入世帯加算：市外に1年以上居住し4月1日以後に市内に転入すること。 多子世帯加算：子世帯に18歳未満の子どもが2人以上いること。 市内業者新築加算：市内建設業者による新築住宅を取得すること。 市内勤務加算：市内事業所に1年以上継続勤務していること。		

親世帯：子世帯(単身の世帯にあっては、自ら所有する住宅に居住する者に限る。)の世帯主またはその配偶者の父母・祖父母(2親等以内の直系尊属)の世帯(単身の世帯を含む。)をいいます。
 近 居：親世帯、子世帯それぞれが市内に所有する住宅に自ら居住することをいいます。
 多子世帯：4月1日における年齢が18歳未満の子ども(出産予定を含む。)が、交付申請日において2人以上いる世帯をいいます。★条件を満たすと補助金が支給されます。是非ご確認ください。